

第3節 広報・広聴

第1項	広報の実施方法	<input type="checkbox"/> 総括班
第2項	災害時の放送要請	<input type="checkbox"/> 総括班
第3項	住民等からの問い合わせに 対する対応及び相談	<input type="checkbox"/> 総括班

【基本方針】

東日本大震災では大規模かつ広域災害となったことから、災害発生以降にデマや風評被害が発生して、被災者の不安増幅や心理的な苦痛が発生した。被災自治体ではこれらを取り除くための様々な努力がなされた。

市はこうした大災害の教訓を踏まえ、災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。

なお、広報活動にあたっては避難行動要支援者に配慮した広報の実施に努めるものとする。また、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握するとともに、防災関係機関の提供する情報を関係住民へ伝達するため、地域に密着した自主防災組織の活用を図る。

第1項 広報の実施方法

1. 広報内容

市は、災害応急対策の第一次の実施機関として、その文案及び広報の優先順位をあらかじめ定め、直ちに地域住民への広報を行うとともに、関係機関への情報提供を行う。広報を必要とする内容は、おおむね次のようなものが考えられるが、被災者等のニーズに応じた多様でかつ判りやすい内容を提供するよう努めることとする。また、災害情報の収集については、本編第2章第2節「被害情報等の収集伝達」に定める要領等に従ってより正確な災害情報の収集に努める。

《災害時における状況変化と必要とされる情報の概要》

ステージ		必要情報の種別	情報の内容
前兆観測予報・警報 →	平常期	防災教育関連	どういう災害が起きやすいか、起きたらどう行動すべきか
		防災対策実施状況	災害予防対策はどうなっているか
災害発生 →	警戒期	予知・予測情報	いつ、どこで、どういう災害が起きる危険性があるか
		避難準備情報	起きた場合どこに逃げるか、避難はどうやってするか
	発災期	災害情報	どういう災害が起きたか、起きる可能性があるか
		行動指示情報	どこが危険か、災害が起きた場合どう行動すればよいか
被害情報		どこでどういう被害が発生しているか	
救助・救援情報		どこに避難するか、怪我をした場合どこへ行けばよいか	
安否情報		家族は無事か、どこにいるか	
治安情報		警戒区域内の防犯等はどうなっているか	
初動完了 →	復旧・復興期	応急対策情報	どういう対策がられているか
		生活情報	配給はどうなっているか、道路はどうなっているか
		復旧対策情報	どういう対策が行われているか
		復興支援情報	生活・事業支援策はどうなっているか

※廣井脩編著(2004)：「災害情報と社会心理」を参考に作成

《具体的な災害広報内容例》

- a. 発生した地震・津波に関する情報
- b. 余震等、地震の発生に関する予報
- c. 津波の発生に関する予報
- d. 災害対策本部設置に関する事項
- e. 被災状況と応急措置の状況
- f. 避難勧告・指示等に関する事
- g. 災害時における住民の心がまえ
- h. 自主防災組織等に対する活動実施要請に関する事
- i. 安否情報に関する事
- j. 避難所の設置に関する事
- k. 応急仮設住宅の供与に関する事
- l. 炊き出しその他による食品の供与に関する事
- m. 飲料水の供給に関する事
- n. 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与に関する事
- o. 電気・ガス・水道等の状況に関する事
- p. その他、住民や事業所のとるべき措置
 - i. 火災・津波・地すべり・危険物施設等に対する対応
 - ii. 電話・交通機関等の利用制約
 - iii. 食糧・生活必需品の確保

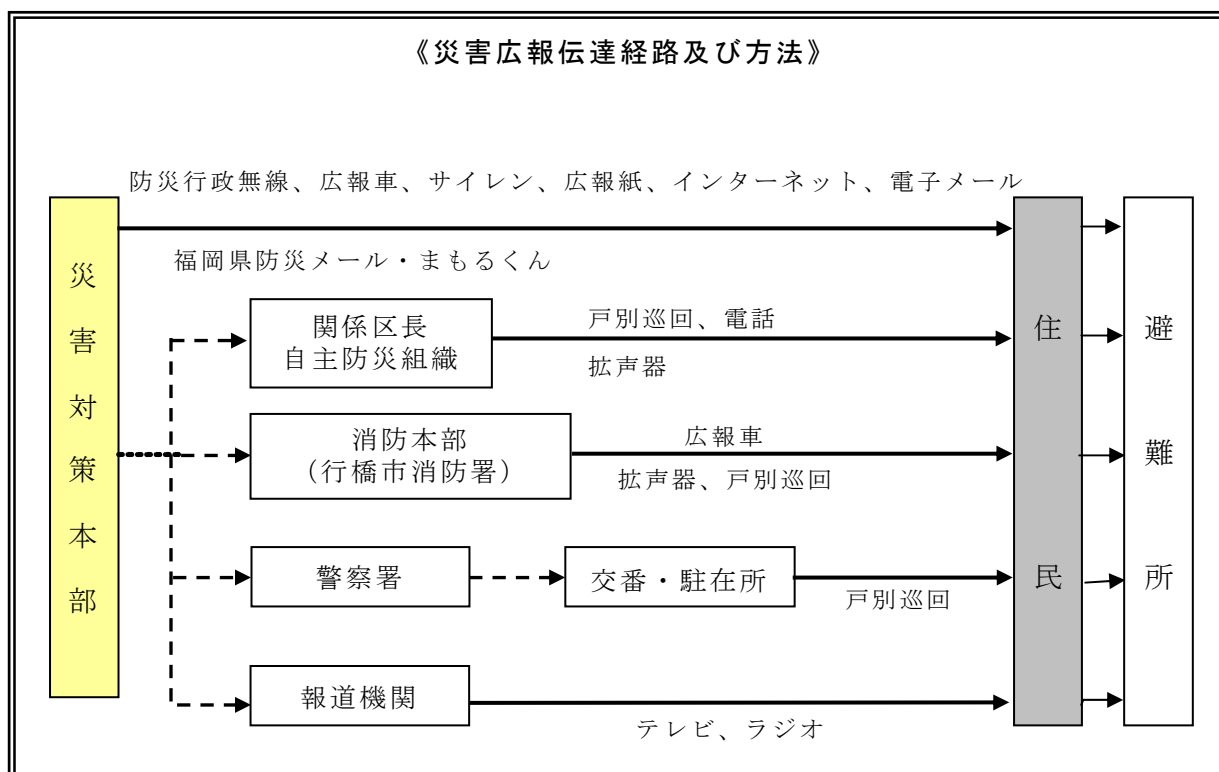
以上の広報内容のうち、可能なものについては事前に広報文例や広報録音テープを作成しておくこととする。

2. 広報手段及び経路

市は、効果的な実施方法を適宜選択し速やかに広報活動を行う。

- 1) 防災行政無線等による地区広報
- 2) 報道機関による広域広報（テレビ、ラジオを通じた市の広報）

- 3) コミュニティFM放送等による地域放送
- 4) 広報車等による現場広報
- 5) 行政区長及び自主防災組織における広報
- 6) 消防団による広報車、戸別巡回による広報
- 7) 警察による戸別巡回による広報
- 8) 避難所・避難地等における派遣広報
- 9) 広報紙の掲示・配布等による広報
- 10) インターネット・電子メールによる広報
(ホームページを活用した広報、G-motty^{※1}を活用した情報提供)



第2項 災害時の放送要請

地震・津波災害時における放送要請は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第3節「広報・広聴計画」に準ずる。

第3項 住民等からの問い合わせに対する対応及び相談

地震・津波災害時における住民等からの問い合わせに対する対応及び相談は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第3節「広報・広聴計画」に準ずる。

※1：<http://www.g-motty.net/menu/>